



## 会 則

### 第1章 総 則

#### 〔名称〕

第1条 本会は、パインズ ゴルフクラブ(以下「本クラブ」という)と称する。

#### 〔目的〕

第2条 本クラブは、株式会社パインズゴルフクラブ(以下「甲会社」という)が所有し、甲会社からゴルフ場運営の委託を受けたリゾートトラストゴルフ事業株式会社(以下「乙会社」)が運営する愛知県豊田市松名町所在のゴルフ場及びその付帯設備(以下「本コース等」という)を利用し、健全なゴルフの普及発展に努めると共に、プレーヤーの体位の向上、健康の増進を図り、会員相互の親睦に資することを目的とする。

#### 〔所在地〕

第3条 本クラブの事務所は、ゴルフ場のクラブハウス内に設置する。

### 第2章 会 員

#### 〔会員の種類〕

第4条 本クラブは、次の会員を以って組織する。

- ① 特別会員 20名以内
- ② 正会員 (個人・法人) 1,800名以内
- ③ 平日会員(個人・法人) 500名以内

会員の権利及び義務は本会則に定めるもの他は、細則に定めるところによる

- 2 特別会員とは乙会社の取締役会及び本クラブの理事会において承認された者とする。特別会員は一身専属の資格とし、譲渡・相続は認めない。特別会員として承認された理由が消滅したとき、会員資格を喪失する。
- 3 正会員は、平成19年11月、毎年年会費支払を条件にプレー権の継続を保証され無額面会員証を交付された会員(以下「無額面会員」という)、並びに所定の入会手続により、乙会社の入会審査及び理事会の入会承認を受け、且つ甲会社及び乙会社が定める入会金及び償却保証金を甲会社に払い込むことにより、その資格を取得した者(以下「預託金会員」という)とする。

#### 〔権利〕

第5条 会員は次に定める権利を有する。

- 1. 特別会員及び正会員は、会員として本コース等を、乙会社が別に定める休業日を除く全営業日の営業時間内に所定の条件で利用することができる。
- 2. 平日会員は、会員として本コース等を、乙会社が別に定める休業日を除く月曜日から金曜日(祝日を含む)の営業時間内に所定の条件で使用することができる。
- 3. 本クラブ主催の競技会、その他行事に所定の条件で参加することができる。
- 4. 本クラブのハンドイキャップの査定を受けることができる。
- 5. ゲストを同伴又は紹介することができる。

#### 〔義務〕

第6条 会員は次に定める義務を負う。

- 1. 会員は、本会則及びその他本クラブ諸規定を誠実に遵守し、理事会、各種委員会及び乙会社が決定した事項に従わなければならぬ。
- 2. 会員は、第三者に会員名義を貸与してはならない。
- 3. 会員は、本クラブ若しくは会社の名誉・信用・品位を毀損するような行為、本クラブの秩序を乱すような行為及び本クラブ若しくは会社の不利益となる行為をしてはならない。
- 4. 会員は、ゲストとして暴力団関係者及び反社会的団体に所属する者及び刺青のある者を同伴又は紹介してはならない。
- 5. 会員は、同伴又は紹介したゲストの行為及び諸支払いについてその責任を負わなければならない。
- 6. 会員は、乙会社が別に定める年会費及び本クラブの利用に伴う諸費用(以下「年会費等」という)を納入しなければならない。但し、乙会社は、特別会員については、その納入義務を免除することができる。

### 第3章 入会及び退会

#### 〔入会手続〕

第7条 本クラブに入会しようとする者は、所定の入会申込書を必要書類と共に提出し、理事会の入会の承認を得た後、所定の期日までに第9条に定める入会時費用及び新規入会の場合は第12条に定める償却保証金を甲会社に払い込まなければならない。

- 2 法人会員は、その指名する者1名を会員として登録するものとし(以下「法人登録者」という)、法人登録者のみが本会則第5条の権利を有するものとする。また、法人登録者は本会則第6条の義務を負うものとする。
- 3 個人会員は、自己又は第三者を会員として登録できるものとし、自己を登録した場合は本人登録、第三者を登録した場合は代行登録という。代行登録の場合は、代行登録のみが会員資格を有し、本会則第5条の権利を有するものとする。また、代行登録者は本会則第6条の義務を負うものとする。
- 4 第2項、第3項の登録者の行為については、それぞれ指名した法人又は個人が全ての責任を負うものとする。
- 5 入会承認の適否の理由は、明示しない。また、入会を拒否された場合は、これに対する異議申し立てをすることはできない。

#### 〔登録者の変更〕

第8条 法人登録者・個人代行登録者の変更については、理事会の承認を得て所定の名義書換料を納入しなければならない。

#### 〔入会時費用及び会員費用〕

第9条 入会金、年会費、名義書換料等の入会時費用及びゴルフ場利用料金、その他諸費用は、甲会社または乙会社がこれを定める。納入後は理由の如何を問わず返還しない。

#### 〔旧会則上の副会員の取扱〕

第10条

- 1. 平成19年8月21日時点で、正会員の副会員として登録されている者は、副登録者として継続する。副登録者の利用条件は、乙会社が別に定める。
- 2. 正会員が会員資格を喪失した場合には、副登録者も同時に副登録者の資格を喪失する。副登録者の行為については、会員が全責任を負うものとする。
- 3. 副登録者の変更是これを認めない。

#### 〔旧会則上の指名会員の取扱〕

第11条 本会則改定日(平成19年12月3日)現在、旧会則上指名会員として登録されている者は、新会則第7条に定める代行登録者とみなす。

#### 〔償却保証金〕

第12条

- 1. 債却保証金は、甲会社が無利子で預かるものとし、据置期間は償却保証金を納入した時より15年間とする。会員資格喪失の場合は、据置期間経過後に、請求により所定の手続をとった上、甲会社から返還するものとする。償却保証金の金額については、甲会社がこれを定める。
- 2. 債却保証金の内50%は、将来的かつ長期的にゴルフ場を常に良好な状態で会員に提供していくための対価として、甲会社が30年間毎年定額にて償却し減額されるものとする。なお、前項の据置期間を経過せば会員資格を喪失した場合は、所定の手続をとった上、償却保証金は、その資格喪失年度までの償却を差引いた額を据置期間後に返還する。
- 3. 天災地変、社会・経済情勢の著しい変化が生じたとき、又はクラブの運営上会員の利益を著しく阻害するおそれのあるとき、その他会社の経営を円滑に遂行するため必要なあるときは、甲会社の取締役会及び理事会の決議によって償却保証金の据置期間、償却期間及び償却金額を変更することができる。
- 4. 会員が退会したときは、甲会社に対する償却保証金返還請求権を他に譲渡することはできない。
- 5. 債却保証金を返還する場合は、会員に未納金もしくは未払金等債務があるときは債却保証金と相殺し、その残額を返還する。
- 6. 債却保証金証書は、甲会社の承諾なくして他に譲渡したり質権の設定その他一切の処分の対象とはできない。

#### 〔資格喪失〕

第13条 会員は、次の各号の一に該当した場合は、その資格を喪失する。

- 1. 会員たる地位の譲渡
- 2. 自主退会
- 3. 除名
- 4. 個人及び法人が破産したとき
- 5. 死亡及び法人会員登録者が母体法人から退職又は母体法人の解散
- 6. 無額面会員が年会費支払を請求の日から1年以上滞納したとき。この場合は、理事会の承認を必要としない。
- 7. その他前各号に準ずると認められたとき

#### 〔資格停止・除名〕

第14条 会員が次の各号の一に該当する場合は理事会の決議により、その状況に応じ除名、退会勧告もしくは一定期間その資格の停止処分をすることができる。

- 1. 暴力団その他これに類する反社会的団体の構成員またはこれらの関係者であること及び刺青があることが判明したとき、もしくはこれらの者と知りながらゲストとして紹介したとき
- 2. 本クラブの名誉・信用・品位を毀損し、又は秩序とエチケットを乱す等、本クラブ会員としての品位を汚損する行為があったとき
- 3. 本会則または本クラブの諸規則に違反したとき
- 4. 年会費その他本クラブに対する債務の支払を請求の日から起算して3ヶ月以上滞納したとき
- 5. 本クラブ入会前後を通じて、本クラブ又は会社に対する申告・届出に虚偽があることが判明したとき
- 6. その他理事会並びに甲会社及び乙会社において処分が妥当と認められる行為があつたとき

#### 〔会員たる地位の譲渡〕

第15条 会員は、予め理事会の承認を得、甲会社及び乙会社が認めたときは、会員の地位を償却保証金に関する権利と共に譲渡することができる。

2. 甲会社及び乙会社は、会員募集の妨げとなる虞、その他特別の理由がある場合、理事会の承認を得て一定期間、譲渡を禁止(制限)することができる。
3. 会員の地位を譲り受けようとする者は、入会申込書等を提出して入会審査を受け、理事会の承認を得たのち、乙会社が別に定める譲渡手続を行なうとともに名義書換料を乙会社に支払うことにより、譲渡人の権利義務のすべてを継承する。

〔相続〕

第16条 個人会員が死亡したときは、相続人1名に限り第7条に定める入会手続をなし、所定の名義書換料を支払い、登録されている会員資格を承継することができる。

〔退会手続〕

第17条 会員が任意退会するときは、理事会及び乙会社に所定の手続による届出をなすものとする

#### 第4章 役員及び理事会・委員会

〔役員の種類〕

第18条 本クラブに次の役員を置く。

- 1 理事長 1名
- 2 常務理事 1名
- 3 理事 若干名
- 4 監事 若干名

但し、乙会社は、必要に応じて、理事会の承認を得て、その他の役員を置くことができる。

〔選任及び任期〕

第19条 役員は全て名誉職とし、乙会社がこれを委嘱する。その任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2. 役員は、任期満了後であっても後任者が就任するまでその職務を継続して行う。

〔職務〕

第20条 理事長は本クラブを代表し、理事会を主宰し会務を統括する。

2. 常務理事は、理事長を補佐し、理事長支障のある場合はその職務を代行すると共に業務の執行にあたる。
3. 監事は本クラブの会務を監査する

〔理事会〕

第21条 理事会は、理事長が必要に応じて召集し、理事長が議長となる。

2. 理事会は、クラブの管理運営に当たるほか次の事項を審議決定する。
  - ①本会則の制定及び改廃
  - ②本クラブの組織・運営に関する基本的事項
  - ③本クラブの運営に関する重要事項
3. 理事会の決議は出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。但し、理事は、委任状により、他の出席理事、又は代理出席者に議決権を代理行使させることができる。

〔委員会〕

第22条 理事会は本クラブの運営を円滑にするため、各種の委員会を置く。

- ① コンペティション委員会
- ② ハンディキャップ委員会
- ③ フェローシップ委員会
- ④ コース委員会

2. 委員会の委員長及び委員は、理事会が会員の中から選任し、委嘱する。
3. 委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

〔名誉職〕

第23条 役員及び委員は全てを名誉職とし、報酬は受けない。

但し、職務のために要した費用は乙会社の負担とする。

#### 第5章 会計

〔事業年度〕

第24条 本クラブの事業年度は毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

〔会計処理〕

第25条 本クラブの会計は乙会社がこれを行い、本クラブの収入、支出、資産並びに負債は、すべて甲会社又は乙会社に帰属するものとする

#### 第6章 付 則

〔会則の改定〕

第26条 本会則の改定は、甲会社及び乙会社が理事会の承認を得て行う。本会則を改定した場合は、改定前に入会した会員にも適用する。

〔事業の廃止〕

第27条 甲会社及び乙会社はやむを得ざる事情が発生した場合、各社の取締役会の決議及び本クラブの理事会の決議を経た上、全会員に償却保証金を返還し、本事業を廃止することができる。

〔細則〕

第28条 本会則に付随する細則は乙会社が別に定める。

〔付記〕 1988年7月15日施行

1998年12月11日改定

2004年12月6日改定

2005年12月5日改定

2007年12月3日改定

2009年3月9日改定

2012年3月9日改定